

若者支援総合相談窓口等事業委託業務優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要領

1. 実施目的

社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、関係支援機関の紹介、情報提供、助言、必要な支援のコーディネートを行い、支援につなぐことで若者の自立を支援する。

ひきこもりに関する相談に対して、ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援する。

今後、本業務を実施するにあたり、令和9年度（2027年度）までの本業務の委託事業者の選定において、豊富な情報と技術を持つ優秀な事業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2. 委託業務概要

- (1) 委託業務名 : 若者支援総合相談窓口等事業委託業務
- (2) 業務内容 : 別紙『若者支援総合相談窓口等事業委託業務委託仕様書』（以下、仕様書という）を参照のこと
- (3) 履行期間 : 令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで
契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までの期間は、事業・ケース等の引継を含めた円滑な事業実施に向けた準備期間とする。
この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約を予定しているため、令和7年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する可能性がある。
- (4) 委託限度額 : 前項の全3年度合計額 53,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、各年度の委託限度額は、下表のとおりとする。

年度	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)
委託限度額	17,900,000円	17,900,000円	17,900,000円

※ 全て消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25

年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとする。

4. 日程

項 目	日 程 ・ 期 限 ※ いずれも令和6年（2024年）
募集要領の公表及び募集開始	10月18日(金) 市ホームページに掲載
現場説明会参加申込書の提出 (電子メールのみ)	10月24日(木) 正午まで
現場説明会（任意参加） (募集内容説明・実施場所案内)	10月28日(月) 13時30分~14時30分 青少年交流文化館いぶき 1階スタディールーム2
質問の受付（電子メールのみ）	11月1日(金) 午後5時まで（必着）
質問の回答	11月8日(金) 市ホームページに掲載
企画提案書提出期限 (持参又は郵送)	11月20日(水) 午後3時まで（必着）
第1次審査 (書類審査・書面開催予定)	11月25日(月)~29日（金） ※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施する。
第2次審査 (プレゼンテーション)	12月10日(火) 午前中 くらしかん（予定） (場所等は企画提案書類受付確認後に事業者宛て通

	知)
審査結果の通知	12月中旬発送予定
委託契約の締結予定日	12月中予定

※1 事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。

質問は電子メールで受け付け、質問への回答は個別に行わない。

電子メールの件名は必ず『若者支援総合相談窓口等事業委託業務プロポ質問』とすること。

5. 説明会（参加は任意）

参加を希望する事業者は、現地説明会参加申込書（様式1）を「11. 事務局（応募担当の問合せ先）」まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールが届いているかを電話で確認すること。

【提出期限】令和6年（2024年）10月24日（木）正午（必着）

【開催日時】令和6年（2024年）10月28日（月）13時30分～14時30分

【開催場所】青少年交流文化館いぶき 1階スタディールーム2

※説明会当日の配布資料と概要は後日、市ホームページに掲載します。

6. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次に記載する方法により本案件に関する「参加申込書等」を提出すること。

(1) 受付〆切：令和6年（2024年）11月20日（水）午後3時まで（送付の場合は必着）

(2) 提出方法：

①事務局あてに持参（土日祝及び開庁時間外を除く）又は送付（郵送）による。送付の場合にあつては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。

②（3）提出書類及び（4）提出様式に従い、必要部数を作成し、提出すること。

③応募書類の分割提出は認めない。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

④応募書類はいかなる場合でも返却しない。

⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。

⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類

項 目	部数	内 容
① 参加申込書	6部	・ 正本1部に提案者の代表者印（豊中市へ業者登録を行っている印鑑。以下同じ。）を押印。副本5部は複写可。 ・ 共同企業体にて応募する場合は応募グループ名を記入し様式2-2及び様式2-3を提出すること。
② 共同企業体結成届		
③ 委任状 (様式2-1～2-3)		

②業務経歴書 (様式3)	6部	・若者の相談支援、若者の居場所の運営、その他若者支援に関すること及び、それらについて自治体等と連携した実績（自治体からの受託業務含む）を中心に記載すること。 ・これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること。（実績1件当たりの報告書が複数ある場合は代表的なもの1部）
③業務実施体制調書 (様式4)	6部	・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割（若者支援総合相談窓口事業・ひきこもり支援ステーション事業の別や他事業との兼務・従事割合など）・主な資格を記入すること。 ・業務実施組織図は、提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・統括責任者は若者支援総合相談窓口事業とひきこもり支援ステーションの双方を統括することとし、両事業またはいずれかの事業の相談員への兼務を可とする。
④統括責任者及び担当者の実績調書 (様式5)	6部	・若者の相談支援、若者の居場所の運営、その他若者支援に関すること及び、それらについて自治体等と連携した実績（自治体からの受託業務含む）を中心に記載すること。 ・特記事項には所持資格を記載すること。 ・該当資格がない場合は経歴等欄に相談業務の内容や経験年数を記載すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
⑤企画提案書 (様式任意)	6部	・企画提案は1者1案とする。 ・企画提案書には、表紙をつけるものとする。 ・仕様書「4 委託業務内容」について、下記1)～4)について企画提案を求める。 1) 仕様書「4 委託業務内容（1）～（3）」について、実施内容、人員体制のほか、配置職員の業務に対する理念及びスキル、役割、重視するポイントとその理由や既存相談者に対するオンライン相談などを、可能な限り具体的に記載すること。 2) 仕様書「4 委託業務内容（4）」について、積極的に提案すること。組み合わせて実施する事業において重視するポイントや相乗効果とその理由を、可能な限り具体的に記載すること。

		3) 業務遂行年間スケジュール（全年度） 必要に応じて図の挿入やイメージしやすい工夫をすること。 4) 本事業の周知方法 事業の周知方法について効果的と考える手法を提案すること。また、その中で提案者として実施可能な内容について記載すること。
⑥見積書及び内訳明細書 (様式任意)	6部	・見積金額は税込で表記し、税込である旨を必ず明記すること。 ・見積書は年度ごとに用意すること。 ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠、若者支援総合相談窓口事業（上限年想定額840万円程度）とひきこもり支援ステーション事業（上限年想定額950万円程度）の別を明示した内訳明細を記載又は添付すること。ただし、年度の総額以内であれば、一方の上限想定額を超えて提案しても差し支えないが、大きく超えた場合は減点する。 ・見積書の宛先に「豊中市長」「豊中市教育長」を併記し、件名に「若者支援総合相談窓口等事業委託業務」と明記すること。
⑦団体の概要書 (様式任意)	6部	・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）は必ず記載すること。
⑧入札参加停止措置等状況調書 (様式6)	6部	・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。

(4) 提出形式

- ・上表のとおりとし、すべて正本1部、副本5部とする。
- ・提出する書類の規格はA4判・長辺綴・横書き・片面とする。
- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ・提出書類①～⑧のデータをCD-RにPDF方式で保存し1部提出すること。

7. 審査方法

- ・事業者選定の審査は、本市職員で構成する「若者支援総合相談窓口等事業委託業務優先交渉権者選定に係る企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- ・応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、提案内容発表会の対象提案者を3者に絞る。

- ・提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）は、以下「(2) 審査項目及び配点」に基づき、合議による総合評価で最優秀提案者（優先交渉権者）及び次点提案者を決定する。ただし、得点が全体配点の60%未満の場合は、優先交渉権者とししない。
- ・優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ・審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定する。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(1) 第2次審査（プレゼンテーション）

①日時：令和6年（2024年）12月10日（火）午前を予定

※ 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話、メール又は郵送により連絡する。

②発表時間等：30分程度（1提案者につき10分以内の発表後、質疑・応答することとする。）

③資料：応募資料により行う（追加資料・応募資料にない電子資料等での説明は、認めない）

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる統括責任者または担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、すべてこの事業に携わる者とする。

(2) 審査項目及び配点

項目	評価のポイント	配点
業務実績・業務実施体制等	事業者の業務実績	5点
	業務実施体制	10点
	統括責任者及び担当者の業務実績	
	計	15点
業務スケジュール・周知募集方法	業務スケジュール	5点
	本事業の周知方法	5点
	計	10点
企画提案内容	1) 仕様書「4 委託業務内容（1）～（3）」について、各職員の業務に対する理念及びスキル、事業実施にあたり重視するポイントとその理由	
	A 相談開設日時・回数・相談方法 （1）①、（2）①	15点
	B 人員配置 （1）②、（2）②	15点
	C 事業実施内容 （1）③～⑤、（2）③、（3）	15点
	2) 仕様書「4 委託業務内容（4）」について、組み合わせて実施する事業において重視するポイントや相乗効果とその理由	
	A 事業実現可能性	5点
	B 相乗効果	5点
	計	55点

価 格	全3年度及び各年度の見積価格の額及び妥当性 一方の上限想定金額を大きく超えた場合は減点	20点
合 計		100点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和6年（2024年）12月中旬にメールと郵送にて通知する。
なお、優先交渉権者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「（3）審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

8. 契約

- ①優先交渉権者となった者には、令和6年（2024年）12月中を目途に契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。また、提出物については市ホームページを確認すること。

業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記簿本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類

- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議する。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則13号）第120条に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は財務規則第110条第1項第3号に

基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 契約締結日までの間に、上記「3. 参加する者に必要な資格」規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 委託限度額を超える提案を行ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・ 審査（プレゼンテーション）を欠席したとき
- ・ 一団体に複数の提案をしたとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 見積額が2. 委託概要中（4）委託限度額を1年度分でも超えたとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 留意事項

- ①審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- ④審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑤本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑥応募書類提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長あてに通知（様式任意）すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

11. 事務局（質問・応募・問合せ先）

（質問・応募・契約・事業全般に関すること）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：豊山・入江

住 所：〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1(豊中市立生活情報センターくらしかん 2 階)

電 話：06-6858-6871（直通） F A X：06-6858-5095

E-mail：wakamono@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページURL：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

(実施場所・施設に関すること)

豊中市教育委員会社会教育課青少年交流文化館いぶき 担当：津川・島津

住 所：〒561-0858 豊中市服部西町4-13-1

電 話：06-6866-3030（直通） F A X：06-4866-6385

E-mail：seishounen@city.toyonaka.osaka.jp